

平成 25 年第 1 回定例会 総務政策常任委員会

平成 25 年 3 月 6 日

谷口委員

まずはじめに、ICT 推進本部について伺います。

資料に、ICT 推進本部の構成員として、副知事、CIO、政策局長、総務局長等がありますが、この副知事というのは、全員が入るのでしょうか。

情報企画課長

ここでの副知事は、3 副知事でございます。

谷口委員

ICT 推進検討チームの構成員について確認させてください。

情報企画課長

根本CIOをはじめ、情報統計部長、情報企画課長、情報システム課長、IT システム課長、行政改革課長でございます。

谷口委員

それぞれの部課長は、本業がある中で、検討チームで立案していくわけですが、専属のきちんとしたスタッフがいなくて、この立案の作業が進んでいくのでしょうか。

情報企画課長

情報統括責任者のCIOにつきましても、知事が指名したところでございますが、CIOは、行政組織上の長ではございませんので、その手足となって働くスタッフを持っておりません。そうしたことから、CIOが行うICT施策の立案推進等の活動を支えていくスタッフとして、ICT 推進検討チームを置いたわけですが、この中で、私ども情報部門と行政改革部門の長が組織を挙げまして、CIOの活動をサポートしていくということでございます。

谷口委員

チームの下に、課題別部会、ワーキンググループ等を必要に応じて設置とありますが、この点について、もう一度説明していただけますか。

情報企画課長

課題別部会及びワーキンググループ等につきましては、個別の課題を検討するため、必要に応じまして、ICT 推進調整会議の下に設置するものでございますが、具体的な検討の内容といたしましては、例えば管理事務トータルシステムをどのように見直しをしていくかという、実務的な内容を検討するものでございます。

そのため、関係する所属の課長や、担当レベルの職員が、それぞれの職務の実態に合わせて検討し、その際、検討の方向性につきましては、CIOの示した方針に基づいて検討をしていくということでございます。

谷口委員

この資料の図を見ますと、課題別部会、ワーキンググループ等がICT 推進検

討チームの真下にあるのですが、今の御答弁ですと、調整会議の下に設置されるということで、これはどういうことなのでしょう。

情報企画課長

部会につきましては、ICT推進本部の設置及び運営に関する要綱の第7条で規定しておりまして、調整会議は、推進本部の所掌事項に関わる必要な検討を行うために部会を置くことができると定めております。

そして、その検討の内容につきましては、ICT施策の立案推進の一環でございますので、情報統括責任者であるCIOの統括の下で、その指示に従って、課題別部会やワーキンググループの検討を行うというものでございます。

谷口委員

設置は調整会議がやるけれども、その統括はCIOが行うという整理でいいわけですね。

鈴木委員

権限についての要綱があるのなら、先に出せばいいと思うのだが、そういうのがあればこの場を出してほしい。

情報企画課長

要綱は、神奈川県ICT推進本部の設置及び運営に関する要綱というものがございまして、準備でき次第御提出いたします。

谷口委員

検討チームの下に、ワーキンググループ等があるわけですが、専属のきちんと動けるスタッフがいるべきだと思いますので、そこはしっかり検討していただきたいと要望しておきます。

そして、このICT推進本部の設置については、予算はついてるのか確認させていただきます。

情報企画課長

施策の検討推進ということでございますので、特段の予算化はしておりません。

谷口委員

電子化全開宣言の推進母体としてこの推進本部をつくるのに、そこに全く予算がつかなくて何ができるのだろうと思っているのですが、その点についてはいかがですか。

情報企画課長

CIOの活動に伴いまして、いろいろと必要な経費がかかってくると思いますが、それらの経費につきましては、一般管理費の中で対応させていただいております。

谷口委員

例えば、アドバイザーの外部有識者についてかかるコストについてはどうするのですか。

情報企画課長

この本部の庶務につきましては、情報企画課と行政改革課が共同で行うことと

なっております、その中の一般管理費の中で対応をさせていただく予定でございます。

谷口委員

この辺のアドバイザーへの支払等も可能なわけですか。

情報企画課長

その中で、対応可能な範囲でさせていただくことができます。

谷口委員

ここで立案をして、実際に何か進めていく場合には、改めて予算化をする、若しくは補正で対応するというのでしょうか。

情報企画課長

C I Oの立案に基づきまして、本部が施策として決定した場合には、予算化等の対応をまいります。

谷口委員

続いて、右下にあるICT推進調整会議についてですが、構成メンバーをもう一度確認させてください。

情報企画課長

先ほどの要綱に基づきましてお答えいたします。調整会議は、情報統計部長、総合政策課長、行政改革課長、予算調整課長、情報企画課長、情報システム課長、IT推進担当課長、広報課長、各局総務課長等及び警察本部警務部警務課企画室長をもって構成することとしております。

谷口委員

こういう調整会議自体は必要だと思います。この会議の役割というのは、庁内の調整をするのと同時に、ICT推進本部に出す様々な資料等もここで作成するのではないかと推察するのですがいかがですか。

情報企画課長

調整会議の役割につきましては、ICT推進に係る企画及び調整に関することと定めておまして、本部に上げる案の調整等を、この会議の中で行うこととしております。

谷口委員

調整会議の案が、推進本部に上がって、議論が進んでいくということになると思いますので、調整会議で作る資料に、C I Oの思いとか計画がしっかりと出せるかどうかというのが肝だと思っております。

そういう意味で、C I Oに対しては、調整会議で決まったことの報告ということになっていますが、この調整会議の中に、C I Oをきちんと位置付けることが大事だと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

情報統計部長

ICT推進検討チームは、正にC I Oを補佐するチームの一員でもございますので、しっかりC I Oの御意向を受けております。同時に、私が調整会議の主宰者でもございますので、そこへC I Oの意思を持って、推進調整会議に出席いた

します。そして、C I Oに対しましても、推進調整会議で決まった結果の報告だけではなく、推進調整会議の内容を御相談し、C I Oの下でしっかり把握したものに付きまして、最終的には推進本部に上がっていくようにしてまいります。

谷口委員

要綱での、C I Oの調整会議における位置付けについて教えてください。

情報統計部長

情報統括責任者C I Oにつきましては、I C T施策の立案等だけでなく、I C T推進調整会議の統括に関することも職務の一つとなっております。したがって、I C T推進調整会議につきましては、しっかりとC I Oの下で機能していくということが、要綱上も規定されているところでございます。

谷口委員

この統括というのは、具体的にどういう意味を持っているのでしょうか。

情報統計部長

C I Oが推進調整会議の構成員であれば、そこにC I Oが入っていくという表現ができるわけですが、検討チームの一員である私が、推進調整会議でC I Oの意向を伝えるということから、統括という表現を使わせていただいているわけですが。

谷口委員

部長がC I Oの意向を受けてということですが、C I Oがここにしっかりと絡むということが大事なのではないでしょうか。要綱では統括ということですが、例えばC I Oが推進調整会議に出たいと言った場合には、出席は可能なのでしょうか。

情報統計部長

C I Oが調整会議に出席はできないという規定ではございませんので、C I Oが直接I C T推進調整会議に出席をして、御自分の意向を伝えるということも可能でございます。

谷口委員

きちんとそのところを、要綱に書き込むべきであると思いますがいかがでしょうか。

情報統計部長

この図上では、確かに出席につきましては、はっきり分からない状況でございますので、この書き方につきましては検討させていただきます。

谷口委員

この概略図自体が分かりづらいので、修正をして再提出すべきと考えているのですがいかがでしょうか。

総務局長

この図は、ラインとしての推進体制、C I Oの機能、作業の部分と一緒に入れていますので、分かりにくくなっているという面もございます。そういった意味で、この要綱に基づいたラインとしての機能と、それに対してC I Oの役割、位

置付けを分かりやすく表した図を、改めて提出をさせていただきたいと思います。

谷口委員

続きまして、C I Oの身分について伺っていききたいと思います。

C I Oは、情報システムの調査等も行うということになっていますが、行政上の身分は非常勤の職員ということで、こうした調査をしっかりとやるのかどうかお伺いします。

情報企画課長

この調査につきましては、かなり庁内の広範なシステムに及びますので、私も情報部門で、資料の情報を集約しいたしまして、その中でC I Oに説明するといった対応をしてまいりたいと考えております。

谷口委員

非常勤ということで、例えばシステム障害が起きた場合、統括責任者として、しっかり対応できるのかどうかお伺いします。

情報企画課長

情報セキュリティ上の重大な事象発生や、緊急のセキュリティ対策を講じざるを得ない場合、大地震などの発生などの場合、I C T部門の事業継続計画を発動する等の場合は、常勤職である情報部門を所管する副知事の指揮の下で、統括情報セキュリティ管理者である情報統計部長を中心に、全庁的な情報セキュリティ管理体制において対応してまいります。

谷口委員

対応はそのセキュリティの管理者が行うということで、C I Oには、要するに報告というような形になるのでしょうか。

情報統計部長

セキュリティ全般の施策の在り方につきましては、C I Oの所掌でございますけれども、緊急事態が生じた場合で、非常勤であるC I Oが仮に登庁していない場合には、ただいまの答弁のように、ラインで対応をしていくということになります。

谷口委員

4月以降は、セキュリティの責任者は情報企画部長ということでよろしいわけですか。

情報統計部長

そのとおりでございます。

谷口委員

C I Oの行政上の身分は、非常勤顧問、非常勤職員ということですが、任期についてお伺いします。

人材課長

任期につきましては1年ごとになっておりまして、必要に応じて更新をしていくという形になります。

谷口委員

実際に、今回はいつまでになりますか。

人材課長

非常勤職員の任期につきましては、会計年度を超えないということになりますので、毎年度の3月31日までということになり、4月1日から更新していくという形になります。

谷口委員

全開宣言ということで、調査にも期間がかかるでしょうし、ICTのシステムの問題、行政のスリム化、効率化といった様々なことが絡んで、ICTだけではなくて、県の仕事のやり方を抜本的に変えていくということに、1年とかでできるような仕事ではないと思うのです。

そういう意味では、2年の任期が少なくとも必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

情報企画課長

要綱をお配りしましたが、CIOにつきましては、必ず非常勤の職員を当てるという仕組みではございません。今回、その職にふさわしい者として、非常勤の職にある者を指定し、任期を1年間とするということになっております。その時々で、最適な方が非常勤でないということもございますので、規定の中で任期を定めておりません。

谷口委員

少なくとも2年は、しっかりと腰を落ち着けてやってもらわなければならないと思いますので、しっかりと対応をお願いしたいと要望しておきます。

次に、全体のスマート化ということについて伺っていきたいと思いますが、スマートの本来の意味を教えてください。

情報企画課長

スマート化とは、ICTを活用して、効率性や安全性、利便性などを実現しようとする取組でございます。

谷口委員

デジタル全開宣言ということで、IT化ということが非常に全面に出てきていますが、あくまでも目的は、県を賢くする、効率化していくことです。ICTが目的になってしまうと、コストが増えてしまって、やろうとしていたことが全くできないことになりかねません。

そこで、ITシステムの様々な調査、見直しをしていくということですが、現在、県のITシステムは、幾つ動いているのでしょうか。

情報システム課長

現時点では、173の情報システムが稼働しております。

谷口委員

主にどのようなシステムが動いているのでしょうか。

情報システム課長

主に、県民の皆さんに情報発信しているホームページの維持管理、電子メール

の受送信、県税の賦課徴収のシステムなどがございます。

谷口委員

例えば、この委員会の資料も、一太郎で作っていたり、ワードで作っていたりというようなことで、そういうことを効率化していくためには、各部局のいろいろな使ってるシステムを、可能な限り統合をしていくということが大事だと思うのですが、その点はいかがでしょう。

情報システム課長

情報システムというのは、あくまでもツールでございます。その目的というのは、業務の見直し、また職員の負担軽減、効率化ということでございます。したがって、システムの更新時に併せまして、できるものは見直しをして効率化していく、最新の情報技術などを導入してコストの削減も図っていくといったことを考えながら、システム更新などを行ってまいりたいと考えております。

谷口委員

効率化という意味では、仕事を効率的にやれば、残業代も減らしていけるのではないかと思っておりますが、直近の1年間で、県の残業代はどれくらい発生しているのでしょうか。

労務給与課長

平成23年度の支給実績では、111億円ということでございます。

谷口委員

これは、全体の1年間の人件費のどのくらいの割合を占めるのですか。

労務給与課長

人件費が、今回御審議いただいているもので7,000億を超えますので、約1.6%でございます。

谷口委員

かなり大きな額ですので、県庁のスマート化によって、こうした残業代を減らしていけるように、是非取組をお願いしたいと思います。

続きまして、セキュリティの分野について伺います。

今回、県のスマート化によって、あらゆるものがネットにつながっていくという可能性があります。そういう中で、心配されるのは、セキュリティの問題、近年では中国からの攻撃等もあるといったニュース等も多く聞かれますが、実際、県がサイバーテロ、サイバー攻撃を受けた事例というのはあるのでしょうか。

情報システム課長

サイバーテロといいますと、ホームページの改ざんなどが例として挙げられますが、本県のホームページは、外部からの改ざんといったサイバー攻撃は、現在のところございません。

谷口委員

ホームページ自体を改ざんされることはないけれども、例えばD o S攻撃のような、サービスを止めてしまうような攻撃というのは受けてないですか。

情報システム課長

特定のIPアドレスから、県のホームページに対して集中的にアクセスを行って、本来の業務を停止させるというDOS攻撃でございますが、実際行われていることは事実でございます。ただ、県のホームページのアクセス数は、大体年間700万件ほどございますので、1時間当たり1万件ぐらいのアクセスがありましても、ホームページがダウンするようなことはございませんので、そういう予兆はあるのですが、障害が起こるといようなことはございません。

谷口委員

これは起こってからでは遅いので、しっかりとした対策を今のうちにやっておくべきだと思います。こうした巧妙化、複雑化していく攻撃に対して、県として今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

情報システム課長

私どもが管理しております行政情報ネットワークにつきましては、外部からのインターネットの接続点を集約しまして、現在そこに防御壁、ファイアーウォールを築きまして、通過するデータの制限、監視を適切に行って対応しております。

今後といたしましては、不正プログラムが巧妙化してまいりますので、万一進入した場合でも、内部の情報が出ないような出口対策を強化してまいりたいと考えております。

谷口委員

来年度の25年度の予算で、その対策は予算化されているのですか。

情報システム課長

現行の行政情報ネットワーク運営費というものがございまして、幾つか対策をする中で、ウイルスチェックのソフトウェアのバージョンアップによりまして、なりすましメール対策の機能を取り込んだりとか、スパムメール対策の機能を取り込んだりといったことを、現在考えております。

谷口委員

県内には、情報セキュリティ大学院大学がありますが、こことの連携ということも大事であると思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

情報システム課長

セキュリティ大学院大学につきましては、県職員を毎年定期的に派遣しまして、高度なセキュリティ対策や、それらの法的な問題等を勉強させておりますので、そういった技術、理論を吸収した職員を適切に配置しながら、セキュリティの高度化に対応して取組を行ってまいりたいと考えております。

谷口委員

良い取組であると思いますが、毎年1人で2年間ということなんですか。

人材課長

県の大学院派遣という形で、委員のおっしゃるとおりとなっております。

谷口委員

2年間しっかり学んできているはずですから、それが形となって、県のセキュリティ対策に役立つように取組をしていただきたいと思います。

最後に、私もスマホを使っているのですが、県のホームページをスマホで見ようとすると、PCの対応にしかになっていないので、非常に見づらいのです。

他県では、全体のシステムの改修にあわせて、スマホ対応をされていて、非常に見やすいページになっています。今回、スマートフォン対応について、できるだけ早く、県としてもやるべきだと思うのですが、その点はいかがでしょう。

情報企画課長

他の自治体のホームページのスマートフォンへの対応状況でございますが、先月、聞き取り調査をいたしまして、それによりますと、広島県が昨年4月から対応を始めております。また、トップページのみ対応という県も含めると、現在11の府県で対応をしているという状況でございます。

そして、未対応の都道府県におきましても、ホームページの管理を行うソフトウェアでありますCMS、コンテンツマネジメントシステムと言われておりますが、このCMSの導入ですとか、あるいはそのバージョンアップに併せまして、対応を検討していきたいというところが多くございました。本県のホームページの所管は県民局でございますが、県民局からは、これと同様の考え方であると伺っております。

電子化全開宣言の中で、県の情報発信戦略の見直しをし、官民連携によるインターネットを通じた地域情報の共有化を推進していくという記述がございます。この見直しの取組としましては、これからCIOと検討してまいります。県のホームページのスマートフォン対応につきましても、こうした中で具体化に向けて検討してまいりたいと考えております。

谷口委員

コストがかかる面もあるかもしれませんが、例えばトップページだけとか、各部局のトップページだけを対応させるといった様々な工夫もできると思いますので、是非この対応をお願いしたいと思っております。

続いて、本庁舎の耐震対策について伺います。

今回、基本構想ということで取りまとめられましたが、是非耐震化に当たっては、県民の皆さんにも、やって良かったと喜んでいただけるような、目に見える形の取組をお願いしたいと思っております。

まず、議会の本会議場の天井照明についてですが、これは幾つのクリスタルガラスでできているのか、また、1個1個電球が入っているとすると、かなりの電気代がかかっているのではないかと思うのですが、その数と、電気代が年間どれくらいになるのか教えてください。

設備管理課長

議場の天井には、クリスタルガラスが約3万5,000個設置され、光天井となっております。照明は、この光天井の懐内に、蛍光灯591台、電球型蛍光灯1,632台が設置されておまして、これをミックスして点灯しております。クリスタルガラスで乱反射させ、適度な輝きを保って、重厚な落ち着いたある雰囲気を出しております。

電気代につきましては、平成 24 年第 1 回から第 3 回までの本会議開催時に点灯した結果では、年間で約 12 万円でございます。

谷口委員

電気代はそれほどかかってないということですが、改修時に LED に替えてはどうかと思います。LED への取替えについての御見解と、これまでどのように維持管理していたのかお伺いします。

設備管理課長

議場の天井につきましては、今後の本庁庁舎耐震工事の中で、天井全体を新設して更新いたします。また、LED 照明につきましては、消費電力が低減し、寿命が 4 万時間ということで、維持管理面で効果的です。今後採用してまいりたいと考えております。実際に、どのような照明を置くかにつきましては、今後の基本実施設計の中で具体的に詰めまして、重装なしっかりとした議場となるように、検討してまいります。

そして、維持管理についてでございますが、9 階にマンホールがございまして、そこから入って作業をしております。設備管理課の職員が、本会議開催前に入りまして、球切れしていることがないよう、人的な取り替えをしております。

谷口委員

消えているように見える箇所が幾つかあるように見えるのですが。

設備管理課長

クリスタルガラスは、コップ状になっておりまして、底が詰まってるものは、照明が乱反射するのですが、空調の吹き出し、吸い込み口、音声の反響を吸収する部分は、穴が空いておりまして、その部分は消えているように見えることがございます。

谷口委員

地震のときに、あれが一斉に落ちてきたら怖いのですが、対策はどうなっているのでしょうか。

設備管理課長

議場の天井は、上層の床部分に固定した鋼材から、つりボルト等によって、鋼製の骨組みをつっているような状況になっております。さらに、照明器具は、組んだ鋼材に固定しておりまして、クリスタルガラスは、鋼板の穴に差し込んで取り付けてある構造になっております。

地震対策につきましては、平成 16 年度に実施いたしました耐震性能調査の中で、クリスタルガラス自体が外れて落ちることはないと報告されております。その後、平成 18 年度の議場天井つり金具の基礎補強工事によりまして、天井全体の振れ止め、つりボルトの補強等、耐震対策を実施いたしました。

その後も、本会議開催前など、点検を順次いたしまして、これまで異常は見受けられていないという状況でございます。

庁舎管理課長

耐震対策基本構想の中では、議場の天井につきましても、一新する方向で検討

を進めてまいりたいと考えております。

谷口委員

是非、万全の対策をお願いしたいと思います。

次に、現在、新庁舎 12 階の食堂では、例えば保健福祉大学開発のメニューとか、地産地消のメニューとか、様々な取組をされています。改修に当たって、県民の皆さんに喜んでいただけるようなレストラン、例えば入り口を別にして、土日や夜も入っていただけるような工夫もできるのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

庁舎管理課長

知事は、所信表明におきまして、県庁周辺を人を引き付ける魅力のあるまちにしていこうと述べておりますので、本庁舎の地震津波対策の中で、県民が親しめる食堂につきましても、検討してまいりたいと考えております。

その際には、本庁舎のキングの塔、税関のクイーンの塔、開港記念会館のジャックの塔といった横浜 3 塔がこの地域を有名にしておりますので、その 3 塔を見ながら食事がとれるといった位置に食堂を配置できないかとか、現在は時間内だけしか営業しておりませんが、セキュリティ対策によりまして、土日や夜間も利用できるような庁舎にできないかといった点から、本庁舎全体で検討してまいりたいと考えております。

谷口委員

是非、前向きに取組をお願いしたいと思います。

続いて、選挙管理委員会では、様々な啓発活動、取組をされていますが、視覚障害者の方に対する広報について何点か伺いたいと思います。

まず、直近の選挙で、視覚障害者の有権者の方に、どういった広報を行ったのかお伺いします。

選挙管理委員会書記長

選挙公報は、候補者、あるいは政党から出された原稿をそのまま載せるということになっておりますので、そもそも点字版等は想定しておりません。したがって、選挙管理委員会といたしましては、県選管が作成する選挙公報という位置付けではなく、視覚障害者の有権者の方への啓発ということで、私どもが作成しました選挙公報をベースに、独自に障害者団体が作成した点字版、音声版を県選管が購入をしまして、福祉事務所あるいは福祉団体にお送りするという形をとっております。

昨年の衆議院選挙の小選挙区におきましては神奈川県ライトセンターが、比例代表と国民審査は（社福）日本盲人福祉委員会が作成いたしました点字版、テープ、CD をそれぞれ購入しまして、関係者に配付をしているという対応をしております。

谷口委員

座間市では、最近、市議会議員選挙がありましたが、QRコードに専用の装置を当てると、音声で読み上げてくれるという音声コード付き拡大文字版というもの

を、障害者団体が作って、選管から配付するという形でやったそうです。

そこで、県では、そういう取組をしたことがあるのかお伺いします。

選挙管理委員会書記長

県選管におきましても、昨年の衆議院議員選挙の比例代表と国民審査におきまして、先ほど御説明いたしました点字版や音声版に加えまして、日本盲人福祉委員会が音声コード付き拡大文字版というものを作り、これを購入して配付するという対応をさせていただいております。

谷口委員

小選挙区でできなかった理由というのは、どういうことなのですか。

選挙管理委員会書記長

衆議院選挙の場合、比例ですと全国でも11ブロックですので、11種類しか選挙公報はございません。また、国民審査は、全国で1種類しかございませんので、全国団体といたしても、非常に取り組みやすい数でございます。

ところが小選挙区ですと、神奈川だけで18区、候補者についても前回の選挙では80名の候補者がございますので、全国団体が全ての都道府県の選挙公報の拡大文字版を作るというのは、物理的に難しいということでございます。

そして、本県では、小選挙区につきましてはライトセンターにお願いしているのですが、QRコード付き拡大文字版を小選挙区の全員分作るというのは、物理的に困難であるということでもございました。したがって、県選管では買う相手がないということで、さきの衆議院選挙では、小選挙区は対応しておりません。

谷口委員

今年の夏の参議院選挙では、神奈川で一つの選挙区となります。恐らく候補者も2桁になることはないだろうと思われそうですが、それぐらいの数であれば、QRコード付き拡大文字版の対応が可能であると思いたしますがいかがでしょうか。

選挙管理委員会書記長

参議院議員選挙の場合、神奈川県選挙区は一つでございますし、衆議院の場合と比べますと、候補者数も絶対数として圧倒的に少なくなります。また、選挙公報は選挙期間中に発行いたしますが、選挙期間でも、参議院が大きな選挙の中では最も長いということですので、団体にとっては、比較的作りやすい環境でございます。そして、私どもが今まで対応先としては考えておりませんでした、NPO法人神奈川県視覚障害者福祉協会が、座間市議会議員選挙に対してQRコード付き拡大文字版を作ったということですが、座間市議会議員選挙は23名の定員でございましたので、そういう意味では、参議院選挙の場合は、対応が可能ではないかと思っております。

これまでは、ライトセンター、全国団体と調整をさせていただきましたが、座間市でNPO法人と調整したということがございますので、その法人と調整をさせていただきまして、参議院議員で可能かどうかを確認いたします。もし可能ということであれば、視覚障害者の有権者に対する広報という観点から、今回提案

させていただいている予算の中で対応できるのであれば、前向きに対応してまいりたいと考えております。

谷口委員

団体と調整していただいて、是非進めていただきたいと思います。

続いて、基地問題について伺います。

私の地元の大和市には、厚木基地あり、私自身も南林間に住んでおりますので、真上を艦載機が飛んで、テレビの音も聞こえないし、電話をしていても1回切って、待ってもらわなければならないといった状況です。

今回、米軍再編のロードマップの中では、艦載機の移駐が盛り込まれておりましたが、3年程度遅れるのではないかという話があります。

そこで、この移駐が遅れる理由についてと、これに対する県のスタンスを確認させてください。

基地対策課長

空母艦載機の移駐に伴いまして、必要となる家族住宅につきましては、当初、岩国基地近郊の愛宕山地区に、全ての住宅約1,060戸を建設する予定でございました。しかし、岩国基地周辺の地元との調整の結果、愛宕山地区には約270戸のみの建設となりまして、その他は基地内に約790戸を整備する計画に変更となっております。この変更計画に基づきまして、用地買収が行われましたのが昨年3月でございまして、その後、日米間で施設整備の全体工程を見直した結果、移駐が可能となる時期につきましては、平成29年頃になるとの説明が防衛省からあったところでございます。

これに対する本県としての考え方でございますが、これまで厚木基地周辺住民の方々が耐え難い騒音の苦痛を感じているということに対しまして、3年間移駐を延長するというにつきましては、到底納得することができないという考えの下、これまで日米が合意しました当初の予定どおり、平成26年までに移駐することを、国に対し強く求めているところでございます。

谷口委員

予定どおりやってくれということ、引き続き求めることは重要なことですが、その一方で、防音対策、住宅の防音工事についても、しっかりと取り組んでいく必要があると思います。

そして、基地周辺の厚木や綾瀬の住民の方のお話では、工事を申し込んでもなかなか進まないということをお伺いしているのですが、その進捗状況はどうなっているのでしょうか。

基地対策課長

基地周辺の住宅防音工事につきましては、国が事業を実施しているところでございます。国からは、平成23年度末時点で、東京都町田市を含む厚木基地周辺市の対象世帯数約26万世帯に対しまして、工事を完了しておりますのは約16万6,000世帯で、工事の執行率が約64%と聞いております。

なお、23年度の実績で申し上げますと、町田市を含む厚木基地周辺市におきま

す実績は、約 6,500 世帯でございまして、5 年間の平均で申し上げますと、工事の執行は年間約 6,600 世帯と聞いております。

谷口委員

仮に平成 29 年まで移駐が延びるとしても、対象になっているところの工事が終わらないという状況になると思います。

米軍の艦載機が岩国に移駐をしても、自衛隊機のジェット機がこちらに入ります。米軍艦載機に比べれば、騒音の程度はかなり落ちるのですが、それにしても、基地がそのまま残っているわけですから、完了しているところが混在しているという状況は本当に好ましくありません。早く全世帯の工事を完了すべきだと思うのですが、県として、国にどのように働き掛けていくのかお伺いします。

基地対策課長

仮に、万一移駐が平成 29 年に延びるといたしましても、対象世帯全ての工事が完了することは、今の工事の執行状況から見ますと、大変難しい状況にあると考えております。

こうしたことから、県と基地関係 9 市で構成しております神奈川県基地関係県市連絡協議会がございまして、こちらの方で政府に対しまして、早急に工事を実施すること、十分な予算の確保に努めていただくことを求めているところでございます。今後、空母艦載機の移駐等に係る国と自治体との話合いの場が設けられる予定となっておりますので、そうした場を活用しまして、工事の早期実施について、これからも強く政府に求めてまいりたいと考えております。

谷口委員

これは、その会議だけではなくて、様々な場を捉えて、是非進めていただきたいと思います。

そして、移駐の時期が最大 3 年遅れる可能性ありということですが、その時期がいつになるにしても、艦載機が移駐した場合には、騒音の程度はある程度下がると思います。そうしたときに、新たに騒音の状況を調査して、対象区域が変更になるという可能性もあると思います。これまでも、自分の家の目の前の道路で線を引かれたという状況があり、住民の方は不安に感じていると思います。

そこで、今のうちに、ある程度しっかり確認をしておく必要があると思うのですが、今後スケジュールを確認させてください。

基地対策課長

これまでの住宅防音工事区域の見直しに当たっての過去の事例で申し上げますと、まず、1 年以上の期間をかけまして常時測定を行い、航空機騒音のデータを収集いたします。また、実地調査を別に実施した上で、素案を作成いたしまして、関係都道府県知事に意見を聞くという手続となっております。その後、住宅防音工事区域を確定し、最終的には告示をするということになっております。したがって、これまでの事例から考えますと、移駐が実現した後に、直ちに住宅防音工事区域が縮小されてしまうということにはならないと考えております。

しかしながら、移駐後の厚木基地周辺の騒音状況をこれからも確認していかな

ければならないわけでごさいます、この中で、今後の住宅防音工事区域の見直しのスケジュールにつきましては、しっかりと国に確認をしまいたいと考えております。

谷口委員

その辺のことも、防衛局にしっかりと担保をとっていただいて、県としても、県民の皆さんに不安が広がらないように、しっかりと対応していただきたいと思っております。

環境問題について最後にお伺いしたいのですが、米軍基地に関する環境問題について、米軍がどのような取組を行っているのか確認させてください。

基地対策課長

米軍の活動全般につきましては、原則として国内法が適用されておられませんので、環境関連法令につきましても、国内法が適用されていないところでございます。また、現行の日米地位協定にも、環境に関する規定はございません。

こうした中で、現在米軍が行っている取組は、日米間の関係法令よりも厳しい基準を選択するという基本的な考え方の下、日本環境管理基準 J E G S により環境管理を行うということの日米間で確認し、現在この基準に基づきまして環境保全に取り組んでいるところでございます。

谷口委員

厳しい方の基準を採用しているということですが、米軍基地に関する環境問題について、これまでの県の取組を確認させてください。

基地対策課長

日本環境管理基準 J E G S は、日米いずれかの法令の厳しい基準を採用しているということですが、課題があることも事実でございます。一つ目は、この日本環境管理基準というものが、米側の内部規定でございまして、日本側で罰則を科することができないということが挙げられます。また、騒音などの日本環境管理基準が対象にしていない環境の分野があるといった課題がございます。

そこで、14 の都道県で構成しております涉外知事会などと連携をいたしまして、日米地位協定を見直して、米軍基地に対して、国内環境法令を適用することを求めています。ただ、直ちに日米地位協定の見直しができない場合には、国内環境法令の適用や公務遂行のための立入りなどについて規定した環境特別協定を別に締結をするということ求めているところでございます。

谷口委員

かなり日米の関係も変わってきましたので、ある意味、今がチャンスであると思っておりますので、是非しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

そして、環境特別協定についての県の今後の取組について、最後に確認させてください。

基地対策課長

まず、日米地位協定についてでございますが、来年度は涉外知事会として、要望項目を整理いたしまして、日米地位協定で取り組むべき項目内容を明確にして、

日米両国政府に要請をすることとなっております。

したがって、まずは環境法令等の見直しも含めた日米地位協定の見直しを求めて取り組んでまいりますが、なかなか一朝一夕に日米地位協定が改定されないという現状もございますので、現在、非常に国民の皆様の関心の高い環境問題を一刻も早く解決するために、環境特別協定の締結を求めてまいりたいと考えております。

また、この環境特別協定を締結していくためには、様々な関係機関と連携をしていくということが大変重要であると考えておりますので、今後はこうした観点からも、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

谷口委員

基地周辺の皆さんが不安を抱かないように、是非取組をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。